

神奈川県弁護士会新聞

発行所
神奈川県弁護士会
横浜市中区
日本大通9番地
☎045-211-7707
URL <https://www.kanaben.or.jp/>

2023年度第1回関東弁護士会
連合会地区別懇談会のお知らせ
日時 2023年7月4日(火) 午後1時～
場所 ホテルグランヒルズ静岡

神奈川県のアウトライ
ンと天秤をモチーフに
した神奈川県弁護士会
のロゴマークです。

山ゆり
この初夏、所属してい
た事務所を退所し、個人
事務所を構えることとな
った。オフィスの場所や
名称、いかなる備品を用
意すべきか等の検討に思
いのほか時間を要し、ま
さに猫の手も借りたい状
況だ。今風に言えば、A
Iの手も借りたいといっ
たところか▼先日、国際
的な写真コンテストで、
AIで生成された画像
が、それとは明示せずに
応募作品として提出され
た結果、ある部門の最優
秀賞を受賞したというニ
ュースを見た。この手の
話は、今後、AI技術の
一般利用が進展し、様々
なサービスが展開されて
いく中で更に増えていく
だろう▼AIが心の機微
を学習し、創造的な分野
も含め、人間の社会的コ
ミュニケーションに深く
浸透してくる中で、弁護
士としてどのようにある
べきか▼依然として明確
な答えは出ないが、現状、
AIのアウトプットの質
は使用者のスキルに依存
することが多い。AIの
出した結論を適切に評価
し、必要に応じて修正し
ていく能力も依然として
求められる▼そうすると
結局は、弁護士として地
道に研鑽を積んで基礎能
力を涵養することが、A
I時代においても引き続
き求められる。AI技術
の進歩に臆せず、日々の
業務に邁進していきたい。
(岡田 忠智)

日弁連「退院請求の基礎知識」開催

精神保健当番弁護士制度の概要から請求の実践に至るまで

3月28日、日弁連キャラバン「退院請求の基礎知識」が開催された。講師は、日弁連の精神障害のある人の強制入院廃止及び尊厳確立実現本部委員でもある福岡県弁護士会の田瀬憲夫弁護士が務めた。

講師の田瀬弁護士

研修会の様子

研修会では、精神保健福祉法上の制度や実態の基礎知識について、また精神科病院に精神保健福祉法により入院する患者又は心神喪失者等医療観察法の入院処遇を受けている患者からの、退院・処遇改善請求に関する弁護士派遣制度である「精神保健当番弁護士制度」の概要から、退院・処遇改善請求の実践に至るまで、幅広く講義がなされた。

退院・処遇改善請求の事例報告では、出動要請から退院等の請求に関わる審査結果が出るまでの流れについて、実際の事例及び書式を用いながら実務的な報告がなされた。患者本人、家族や主治医といった関係者との具体的なやり取りを交えながら報告がなされ、退院・処遇改善請求を行ったことのない会員はもちろんのこと、経験者にとっても非常に有益な事例報告となった。

また、質疑応答においては、服薬拒否・治療拒否をしている患者本人への対応方法、主治医・患者本人とのやり取りのコツ、退院環境の調整を代理人がどこまで行うべきか等についての質問があり、具体的な対応方法等について実務的な解説が

なされ、会員間での議論が深まった。質疑応答は45分間にも及び、この制度の奥深さが示された。福岡県、神奈川県両県の精神医療審査会の実情等を知ることができ、とても充実した研修会であった。

福岡県弁護士会では、精神保健当番弁護士制度を施行してから3年目を迎えた。身体的制限等を受けている入院患者の権利擁護のため、ますますの制度拡充が期待されている。

精神保健当番弁護士制度の名簿への登録については、精神医療・精神保健福祉及び精神保健福祉法・医療観察法に関する各種研修を名簿登録までに1回以上受講することが要件となっており、この研修会は要件を満たす研修のうちの一つである。研修会の内容は、当会ホームページの会員サイトにて閲覧できるので、見逃した会員は是非ご視聴いただき、名簿登録をしていただきたい。

(会員 武田 真智子)

刑事弁護修習の最前線

～20年目の司法修習～

「刑裁問研」——「科学的証拠」

その1

会員 妹尾 孝之

前回までに、現在の集合修習のカリキュラムで刑弁教官が単独で実施している科目である「刑弁起案」と「刑弁問研」に

つまずき、現在の集合修習のカリキュラムで刑弁教官が単独で実施している科目である「刑弁起案」と「刑弁問研」に

つまずき、現在の集合修習のカリキュラムで刑弁教官が単独で実施している科目である「刑弁起案」と「刑弁問研」に

つまずき、現在の集合修習のカリキュラムで刑弁教官が単独で実施している科目である「刑弁起案」と「刑弁問研」に

「刑裁問研」に、最新の修習の特徴として一般会員にも(言葉としては)比較的広く知られている「想定弁論」と「原則黙秘」について述べてきた。今回からは、刑裁教官・検察教官と共同で実施している、いわゆる「コラボ科目」に移る。

刑事のコラボ科目のうち最大のものは、2日間＋1コマで行われる「刑共演習(刑事共通演習)」

「刑共演習」以外のコラボ科目としては、「刑共問研」「刑裁問研」「検察問研」がある。本連載では、このうち科学的証

拠を扱う「刑裁問研」と、量刑の考え方を学ぶ「刑共問研」について、概観していきたい。

実際の講義の流れは、まず、DNA型鑑定の仕組みに関するDVDを修習生に見せた上で、被疑者宅から押収された証拠

品に付着していた血痕のDNA型が被害者のものと一致したという鑑定結果が出た二つの事案(血痕が付着していた物や血痕の量、証拠品が押収された時期等につき、設定に違いがある。)を比較しつつ、それぞれの立場でどのような点に注意する必要があるかを考えていくという形で進められた。刑弁教官には半コマ(20～30分)程度の時間が割り振られ、ミニ講義的に弁護人としての着目点・考え方を解説することとなった。

実際の講義の流れは、まず、DNA型鑑定の仕組みに関するDVDを修習生に見せた上で、被疑者宅から押収された証拠

品に付着していた血痕のDNA型が被害者のものと一致したという鑑定結果が出た二つの事案(血痕が付着していた物や血痕の量、証拠品が押収された時期等につき、設定に違いがある。)を比較しつつ、それぞれの立場でどのような点に注意する必要があるかを考えていくという形で進められた。刑弁教官には半コマ(20～30分)程度の時間が割り振られ、ミニ講義的に弁護人としての着目点・考え方を解説することとなった。

(岡田 忠智)

川崎支部

川崎支部のいま

退任した前年度執行部。左から、柳町幹事、松本幹事、種村支部長、大橋副支部長、橋本副支部長

4月1日現在、県西支部の会員数は、142名である。県西支部は、管内に18の市町村がある広い管轄エリアを有することが大きな特色である。支部会員の事務所は5市4町の広範囲にわたるが、先日支部定期総会での出席者は70名に上り、横のつながりが強く、顔の見える関係が保たれているということも大きな特色といえる。県西支部の大きな話題は、昨年4月26日に移転が完了した新支部会館である。従来支部会館が置かれていた同じビルの2階から1階への移転となったが、以前に比べ広さが約1・4倍、60名程度が参加できる会議スペースを確保できることになった。これにより日常の支部委員会活動等を実施することが容易になり、支部の5つの委員会による活発な活動が行われている。

2月10日には、現役の司法研修所刑事弁護教官である野口容子会員と本多貞雅弁護士（東京弁護士会）を講師にお招きして刑事弁護研修会を実施し、27名の会員が参加して、最新の刑事弁護のあり方について学ぶことができた。

支部の委員会活動以外にも、本部との各種委員会を大型モニターを使ってZoomで実施するなど、幅広く会員活動のために活用されている。このように新会館を有意義に活用できていることについては、移転の決断をいただいた二川執行部を始めとする関係者の皆様に、改めて深く感謝を申し上げたい。

新会館には法律相談センターが併設され、webブース2か所も備えている。支部会員としても、県西地域の市民に対するリーガルサービスの拠点として、活発な活動を通じて、今後ますます存在感を高めていきたいと考えている。

支部の委員会活動以外にも、本部との各種委員会

支部だより

県西支部

シン・支部会館・発進

刑事弁護研修会の様子

4月1日現在、県西支部の会員数は、142名である。県西支部は、管内に18の市町村がある広い管轄エリアを有することが大きな特色である。支部会員の事務所は5市4町の広範囲にわたるが、先日支部定期総会での出席者は70名に上り、横のつながりが強く、顔の見える関係が保たれているということも大きな特色といえる。県西支部の大きな話題は、昨年4月26日に移転が完了した新支部会館である。従来支部会館が置かれていた同じビルの2階から1階への移転となったが、以前に比べ広さが約1・4倍、60名程度が参加できる会議スペースを確保できることになった。これにより日常の支部委員会活動等を実施することが容易になり、支部の5つの委員会による活発な活動が行われている。

2月10日には、現役の司法研修所刑事弁護教官である野口容子会員と本多貞雅弁護士（東京弁護士会）を講師にお招きして刑事弁護研修会を実施し、27名の会員が参加して、最新の刑事弁護のあり方について学ぶことができた。

支部の委員会活動以外にも、本部との各種委員会

会を大型モニターを使ってZoomで実施するなど、幅広く会員活動のために活用されている。このように新会館を有意義に活用できていることについては、移転の決断をいただいた二川執行部を始めとする関係者の皆様に、改めて深く感謝を申し上げたい。

新会館には法律相談センターが併設され、webブース2か所も備えている。支部会員としても、県西地域の市民に対するリーガルサービスの拠点として、活発な活動を通じて、今後ますます存在感を高めていきたいと考えている。

支部の委員会活動以外にも、本部との各種委員会

(副支部長 村上 慶一郎)

司法から見た神奈川の150年 第21回

「非常時」前夜の司法とは

創立150年会史編纂特別委員会 副委員長 間部 俊明

1932年(昭和7年)の新聞が「戦争の熱」を書き立てるようになったことは前回指摘した。では、その直前のわが国の司法はどのような状態だったのか。

1931年(昭和6年)4月号の法曹公論(日本弁護士協会機関誌)は、「政府の無謀なる計画を直ちに撤回せよ」との同年3月26日の全国弁護士大会決議を24頁にわたって伝えている。

まだ日弁連はない。東京弁護士会が中心になって結成した日本弁護士協会の大会である。ちなみに、この年の当会名簿によると102名のうち39名が同協会の会員となっている。

決議は言う。「司法省が今回区裁判所62箇所を停止に名を藉り、事実上裁判事務を廃止し地方裁判所支部33箇所の権限を縮小せんとするは関係地方民の不便と多大の冗費負担を顧みざる無謀の措置なるのみならず裁判所構成法に違背し憲法の精神を蹂躪するものと認む。仍つて当局は須くその計画を撤回すべし。右決議す」。

1929年(昭和4年)の大恐慌の影響で、民事訴訟の第一審新受件数は増加していた。民事裁判データムック民事訴訟法(有斐閣)によると、1930年(昭和5年)には20万件を超え、1931年には25万件を超えていた(59頁)。ちなみに、後年、過払金返還訴訟がピークを迎えた2007年(平成19年)の第1審新受件数は23万件強であった。昭和の大恐慌後の民事訴訟の増加が相当なものであったことが分かる。

しかし、大恐慌後の不景気の中で、大蔵省は予算節減を求めており、司法省は、事件処理強化に向けた体制整備と予算削減という、相反する要請に応えなければならなかった。

1931年3月、民政党若槻内閣は、62の区裁判所の事務停止と33の地方裁判所支部の権限変更による格下げを公表した。これに反発した弁護士らが急遽全国大会を開催して採択したのが前記決議だった。政友会も激しく区裁判所の事務停止等に反対したが、司法省の提起した司法縮小案は実施された。

ところが、1932年2月の総選挙で政友会が大勝し、犬養内閣が成立すると、一転して、翌年2月の区裁判所復活が決まった(前山亮吉「近代日本の行政改革と裁判所」(信山社1996年283頁)。司法をめぐる政党政治が機能していたとも言える。

だが、その直後の5・15事件で犬養首相が殺害され、政党政治は終わってしまった。目まぐるしい展開だった。

区裁判所復活によって、別の裁判所予算削減策が求められ、陪審裁判の停止が観測されることになっていく。



日本弁護士協会機関誌「法曹公論」昭和6年4月号

創立150年会史編纂特別委員会主催
座談会

「大先輩に聴く」

1月30日に当会会館で開催した標記座談会について、先月号にダイジェスト版を掲載したが、貴重な座談会だったので、本号ではもう少し詳しい内容をお届けする。

(文責：会員 畑中 隆爾)

〈登壇者〉
増本敏子会員 (14期)
大川隆司会員 (20期)
横溝正子会員 (20期)
大倉忠夫会員 (21期)

〈弁護士を目指した理由や修習時代の思い出〉

〈初めに〉

山下光委員長：当委員会
は、2030年に150周年を迎える当会の会史編纂に向けて動き始めておりますが、どう作っていくかはなかなか難しく、どこの会でも悩んでいるようです。できることからやっていくしかありません。支部問題、女性弁護士の黎明期からの活躍、会員個人の活動なども幅広く取り上げたいところです。

今日は、先輩たちに語り部として腹藏なく語っていただき、資料の一つとさせていただきますと思います。

150年史でどのようなことを取り上げるかにしては、アンケートもとりたいて考えています。

た。松川事件など、弁護士が生き生きと活動していた時代だったと思います。

大川：私は20期で82歳になります。国家公務員を2年経験しています。

身内に弁護士などいませんでしたが、弁護士になろうと思ったのは、松川事件の影響が大きかったかと思っています。中学一年のとき一審で死刑を含む有罪判決が出て、大学一年のとき最高裁で破棄差戻しがなされました。弁護士はすごいなあと思いました。

大学卒業のときに父が亡くなり、10歳下に弟が入りのよい仕事をと考えました。恩師の鈴木孝夫先生が先に教師から弁護士に転業していたので、話を聞きに行き、公務員をしながら勉強しました。社会正義のためになつたというわけではありませんでした。

司法修習は楽しく過ごしました。修習生320人のうち女性10人でした。修習の終わり頃に、弁護士志望に変わりました。

お手伝いもしました。

横溝：私は20期です。終戦の昭和20年8月に国民学校の4年生で9歳でした。GHQの民主化のものがすごい動きがあった頃です。

埼玉の農村のお寺の娘で、5人兄妹の末っ子で、母は教師でした。女子中学の社会の先生が、もう女は家庭という時代ではない、自分の道を見つけてなさいと言ひ、たくさんのカリキュラムを薦めてくれました。

浦和第一女子高校の頃には、お茶の水女子大学の食物科行つて栄養士になろうかと思つていましたが、卒業間近に明治の女子短大で女に法律を教える聞き、短大を経て明治大学の法科に入り、そこで女性法曹を知り法学部へ行きました。司法試験受験中には国立がんセンターの内科部長秘書としても働きました。

大倉：私は21期です。昭和27年に奄美大島の大島高校を出ました。パスポートを持って大学に入りましたが、奄美の復帰運動に熱中し、中退して郵政省に入りました。

全通東京中郵事件の組合側証人として出たときに弁護士としての活動を知りました。その後司法試験を一次試験から受けました。

裁判は一審無罪、二審有罪、最高裁が高裁判決を破棄して差し戻し、司法修習中に無罪判決が確定しました。教唆犯のみが起訴されたものでしたが、私も現場にいたストライキ実行組でしたから、労働基本権の主張が認められたことは喜びでした。

横浜修習は30人くらいでした。刑事裁判修習では、裁判長が、同情はできるが法律上は強盗致傷やむなしという事件について、窃盗と傷害に分けて執行猶予を付けました。

我々修習生には、事案に照らしまともに法律を適用すると正義に反すると思う場合は、弁護人は少々無理と思つても被告人に有利な主張をしてほしい、それが裁判官を助けると話されました。この言葉は弁護士生活の中で折に触れて思い出しており、その心がけを忘れないようにしてきました。

〈印象に残る事件〉

増本：子どもを抱えて働く女性の解雇無効事件で、最終的に勝訴したのですが、その過程で、女性の夫が離婚に追い込まれ、自殺してしまいました。亡くなる少し前に私を訪ねてきたのですが、不在で対応できず、そのことが残念で申し訳ない

く、忘れられません。

元夫婦間の6歳の娘の親権変更事件では、私が代理人をした父親は、それまで一生懸命娘を育ててきて、審判も有利でした。しかし、最後に娘の言葉を調査報告書で読み、涙ながらに娘を手放す決心をし、急転直下で合意が成立しました。裁判官も涙を流していました。

大川：当会に登録したのは、16年間東京でやつてからの1984年で、それから横浜事件の再審請求で横浜の先生と一緒に仕事をするようにになりました。第一次再審請求から24年もかかって、実質無罪を得ることができました。特高傷害事件告訴の口述書が、新証拠として物を言いましたが、日弁連の専門の先生らにも助けられました。

横溝：刑事事件で無罪を2件とることができました。また、3歳の幼児を被拘束者とする人身保護請求を母の代理人として故寺嶋由子先生と一緒に申し立てました。当時、被拘束者は必ず審問に在廷させる必要がありました

が、幼児には酷だったのですが、その問題を会報や法曹の協議会で取り上げるなどし、その結果運用が変わり、書記官室にいれば足りるといった緩和措置がとられ、規則が変更になりました。

大倉：平作川水害訴訟、厚木基地爆音訴訟、核搭載船入港差止訴訟、基地の労災事件などいろいろ

思い出しますが、一番印象深いのは、横須賀基地内での交通事故損害賠償請求事件に関わる、米海軍参謀長への引越し荷物仮差押立てです。基地内の米軍人への動産仮差押の例はなかったのです

が、いろいろと調べ、裁判官を説得し、決定を出してもらいました。基地内の法務官に仮差押命令を渡し、執行はアメリカの法務官が行いました。最終的には、困った参謀長に基地の室に呼び出され、何とか和解することができました。

〈会務や公務の経験〉

増本：1982年に副会長を務めたときに、人権大会が横浜で行われ、大変でした。1984年度から2年間は日弁連女性の権利に関する委員会委員長に就任して活動しました。

その他、民事調停委員、司法委員、家事調停委員や行政の各委員を務めてまいりました。公務もいろいろな人と知り合えるので、積極的に受けるとよいと思います。

大川：初期の民暴対策委員会に在籍しました。山手のマンシヨンの管理組合の代理人として、山口組の親分に出て行つてもらいしました。

私は、住民訴訟にたくさん関わってきました。自治体の利益を現執行部に成り代わって図ろうとするものなので、一種の公務と言えるのではない

かと思っています。

ごみ焼却炉の大型談合の住民訴訟では、公正取引委員会の記録の謄写請求の裁判が困難でした。最後、報酬請求までが裁判になり、1億円を勝ち取りました。10年前までは自治体を受けた利益を基準に考えなくてよいというようにされていたので、それを変えたのは、公益の代弁をしたと言えるのではないかと思います。

横溝：昭和50年に国連女性の10年が採択された頃に、自治体の委員になるようになりました。国際結婚において日本人母と外国人父の子は日本国籍をとれないという国籍法、学校で家庭科必修が女子のみだったこと、それと男女の賃金差別、この3つを解消しないと女性差別撤廃条約を批准できないということで、市、県、国の委員となり、力を入れて取り組みました。

ライフワークは、男女に限らない差別の解消と、公正で平等な活力ある社会を作ることでした。1年で50何回も講演をしたりしました。

川崎市人事委員として、平成8年には全国初の国籍条項撤廃に関わりました。それまでは当然の法理で公務員には外国籍の者はなれませんでした。川崎市では福祉と芸術のみは解除していましたが、一般行政職にはなれませんでした。川崎市には韓国籍の人も多く、

広く公務に参画してほしいと取り組みました。首長の熱意、議会の承認、人事委員会の承認が必要で、大阪市(議会が反対)や高知県(人事委員会が反対)も取り組んでいましたが、川崎市だけが実現しました。

大倉：住民側の代理人の仕事が多かったので、横須賀市からはあまり頼まれませんでした。三浦市の情報公開審査会長のみ、2期4年務めました。

委員会活動では、人権擁護委員会、基地問題小委員会、BC級戦犯の特別委員会など、好きなことをしてきました。基地問題小委員会委員長のとき、「基地と人権」を出版しました。沖縄調査も行いました。

〈質問〉

岡田尚：当初東京におられた先生から見て、東京での活動との違いは何かありますか。

大倉：修習後、労働弁護団をやりたくて尾崎陸弁護士を紹介され、東弁に2年いました。派閥解消を叫んでいた期成会に入りました。

横浜に来て、激しい選挙戦がないことに驚きましたが、合理的だと思いました。

大川：もともと横浜出身で、憲法訴訟をやりたくて東京に行き、二弁に16年いました。やはり派閥の存在が大きく、会務も派閥の調整によつていました。横浜に来て派閥や

選挙がないことに驚き、会務することにハードルがないことにも驚きました。

増本…東弁の法律事務所
で2年働き、産休後藤沢の公団が当たって引越した。初めて神奈川に来ました。

就職先事務所は期成会、修習先は親和会でした。選挙のときは大変でした。横浜に来たら、穏やかで、相手のこともよく分かるのがよいと思いました。

〈当会の150周年に向けて、あるいは後輩に伝えたいこと等〉

増本…弁護士は不思議な

仕事で、いろいろな形があります。私も子どもが3人おり、東京に通えなくなつて辞めて、地域の保育運動に夢になった時期が8年くらい続きまし

で、独特の意識があり、開明的な人が多いと思います。

なという気がします。これからの弁護士は、能力を磨くことを今まで以上にしないと、世間から認められせん。

な会社でも従業員が会社を代理することはできず、資格を持った弁護士が会社の代表者しか裁判を代理することはできませんが、国や地方自治体ではそうではありません。これは官尊民卑の典型ではないかと思ひます。

生委員と話すのは私の肥やしにもなりました。それで逗子の公平委員になり、それが公務の始まりでした。人脈もできました。人生の巡り合ひは大それたと思ひます。

てこちらに合わせて来るよう言うべきだという見解を持つている人でした。私は真似できませんでしたが、また、弁護士の収入は良い時も悪い時もある、良い時に合わせ

います。調査を一生懸命やっております。会員名簿も昭和24年くらいからしかなく、法務省図書館、最高裁図書館を当たつてもなかったのですが、東弁の合同図書館で見た日本弁護士協会の付録に当

大川…住民訴訟は全国で同時に取り組むこともあり、他県

決をするのが役目で、代理人としては、事実の前に首を垂れる精神で事実を尊重することが大事です。依頼者の不合理な主張も、突っ込んで人間力

また、不正に陥ることがないよう、会も努力しなければならいし、お互いに気を付けていかねばなりません。会が大きくなつて力を発揮していくことを期待するとともに、個々の弁護士も自重

横溝…「かの時に 我がとらざりし 分去れの片への道は いづこ行きけむ」

内科部長の秘書になりました。その病院で会った先生たちが素晴らしく、メディカルカンファレンスではみんな遠慮せず意見を戦わせていました。科学というのは結論に二

間部俊明副委員長…150年史の編纂について何をやらうか、委員会で議論していますが、何せ会員の声をすくい上げなければ意味がありません。そこで、昭和56年

高岡俊之会長(当時)…この会場に来て驚いたのは、聴衆者も先輩ばかりで、大先輩が大先輩の話を聞いているなどということ

150年史でも、弁護士としての横のつながりを生かすという捉え方ができないでしょうか。弁護士としての視点からの風景画みたいなまとめ方が面白いのではないかと思ひます。

よくない法律や判例を変えるには、当事者主義だから法廷に持ち出さないとならず、古くて堅い法の壁を越える本人の強い意志と支える弁護士が必要

昭和43年に公害で夫が喘息になり、空気のいい逗子に引越しました。逗子には誰も知り合ひがい

この歌は美智子上皇后の作です。今にして思うのは、私もこの歌のおり、いろいろな人生の選択肢の中から一つの道を選び取ってきたということ

そこで知ったいろいろなことが、人生を豊かにしてくれています。大倉…大川先生が話したように、人数が増えたとしても、これからの弁護士は専門能力を身に着けることが大事です。人数

先ほど大川先生の話で、会史の書き方について、当会の自画像を描くことと、司法の窓から見た社会の風景画を描くことの2つの視点の指摘があり、なるほどなと思ひました。

私は、増本先生が登録した時に生まれたのですが、副会長の時に廃棄処分になりそうな弁護士会の記録を残す仕事をしました。マッカーサーの検閲許可のハンコがあった資料などを吟味して横浜

150年前の神奈川の事件数は多く、人口80万人で調停が2〜3万件ありまし

大きく変わったことは弁護士の数です。私の頃の入会者数は250人

若い人へ伝えたいことは、世の中には困っている人がたくさんいて、その数は益々増えているとい

昭和43年に公害で夫が喘息になり、空気のいい逗子に引越しました。逗子には誰も知り合ひがい

大倉…大川先生が話したように、人数が増えたとしても、これからの弁護士は専門能力を身に着けることが大事です。人数

先ほど大川先生の話で、会史の書き方について、当会の自画像を描くことと、司法の窓から見た社会の風景画を描くことの2つの視点の指摘があり、なるほどなと思ひました。

私は、増本先生が登録した時に生まれたのですが、副会長の時に廃棄処分になりそうな弁護士会の記録を残す仕事をしました。マッカーサーの検閲許可のハンコがあった資料などを吟味して横浜

150年史でも、弁護士としての横のつながりを生かすという捉え方ができないでしょうか。弁護士としての視点からの風景画みたいなまとめ方が面白いのではないかと思ひます。

よくない法律や判例を変えるには、当事者主義だから法廷に持ち出さないとならず、古くて堅い法の壁を越える本人の強い意志と支える弁護士が必要

昭和43年に公害で夫が喘息になり、空気のいい逗子に引越しました。逗子には誰も知り合ひがい

この歌は美智子上皇后の作です。今にして思うのは、私もこの歌のおり、いろいろな人生の選択肢の中から一つの道を選び取ってきたということ

そこで知ったいろいろなことが、人生を豊かにしてくれています。大倉…大川先生が話したように、人数が増えたとしても、これからの弁護士は専門能力を身に着けることが大事です。人数

先ほど大川先生の話で、会史の書き方について、当会の自画像を描くことと、司法の窓から見た社会の風景画を描くことの2つの視点の指摘があり、なるほどなと思ひました。

私は、増本先生が登録した時に生まれたのですが、副会長の時に廃棄処分になりそうな弁護士会の記録を残す仕事をしました。マッカーサーの検閲許可のハンコがあった資料などを吟味して横浜

150年史でも、弁護士としての横のつながりを生かすという捉え方ができないでしょうか。弁護士としての視点からの風景画みたいなまとめ方が面白いのではないかと思ひます。

よくない法律や判例を変えるには、当事者主義だから法廷に持ち出さないとならず、古くて堅い法の壁を越える本人の強い意志と支える弁護士が必要

昭和43年に公害で夫が喘息になり、空気のいい逗子に引越しました。逗子には誰も知り合ひがい

この歌は美智子上皇后の作です。今にして思うのは、私もこの歌のおり、いろいろな人生の選択肢の中から一つの道を選び取ってきたということ

そこで知ったいろいろなことが、人生を豊かにしてくれています。大倉…大川先生が話したように、人数が増えたとしても、これからの弁護士は専門能力を身に着けることが大事です。人数

先ほど大川先生の話で、会史の書き方について、当会の自画像を描くことと、司法の窓から見た社会の風景画を描くことの2つの視点の指摘があり、なるほどなと思ひました。

私は、増本先生が登録した時に生まれたのですが、副会長の時に廃棄処分になりそうな弁護士会の記録を残す仕事をしました。マッカーサーの検閲許可のハンコがあった資料などを吟味して横浜

150年史でも、弁護士としての横のつながりを生かすという捉え方ができないでしょうか。弁護士としての視点からの風景画みたいなまとめ方が面白いのではないかと思ひます。

よくない法律や判例を変えるには、当事者主義だから法廷に持ち出さないとならず、古くて堅い法の壁を越える本人の強い意志と支える弁護士が必要

昭和43年に公害で夫が喘息になり、空気のいい逗子に引越しました。逗子には誰も知り合ひがい

この歌は美智子上皇后の作です。今にして思うのは、私もこの歌のおり、いろいろな人生の選択肢の中から一つの道を選び取ってきたということ

そこで知ったいろいろなことが、人生を豊かにしてくれています。大倉…大川先生が話したように、人数が増えたとしても、これからの弁護士は専門能力を身に着けることが大事です。人数

先ほど大川先生の話で、会史の書き方について、当会の自画像を描くことと、司法の窓から見た社会の風景画を描くことの2つの視点の指摘があり、なるほどなと思ひました。

私は、増本先生が登録した時に生まれたのですが、副会長の時に廃棄処分になりそうな弁護士会の記録を残す仕事をしました。マッカーサーの検閲許可のハンコがあった資料などを吟味して横浜

登壇者の話に聞き入る会員たち

相模原支部

相模原支部復活!!

左から、岩城前支部長、齊藤現支部長、佐々木前副会長

4月1日現在、相模原支部の会員数は88名である。そのうち61期以降（弁護士登録15年未満）の人数は52名である。ここから分かるように、相模原支部は非常に「若い」支部である。

相模原支部には、研修交流委員会、高齢者障害者子どもの権利に関する委員会、地域司法改革委員会、法律相談事業活性化委員会の4つの委員会があり、全ての支部会員がいずれかの委員会に所属し活動している。

また、コロナ禍以前は、4月の定時総会後や1月の臨時総会後に懇親会が開催され、夏には暑気払いも行われるなど、支部会員同士の交流が図られていた。

コロナ禍ではそのような懇親会の類いは全て中止となっていたが、この度4月の定時総会後の懇親会が復活した。37名の支部会員が参加し、久しぶりの対面での懇親会ということで大いに盛り上がった。

またその中で、佐々木敏尚前副会長・岩城栄二前支部長への退任慰労や、坪井廣行会員・大谷豊会員の藍綬褒章受章（なお、大谷会員は当日急用にて欠席）と谷口隆良会員の旭日双光章受章のお祝いも行われた。この誓う次第である。

（支部長 齊藤 守）

横須賀支部

三浦半島の「食」の魅力

横須賀7土業合同相談会の様子

横須賀支部は三浦半島（横須賀市、三浦市、逗子市、葉山町）に法律事務所を構える弁護士によつて構成される支部であり、4月1日現在の会員数は56名である。支部会員の半数は60期以降の会員であり、70期以降の会員も多い。支部会員数は増加傾向にあるものの、毎月昼食を兼ねた支部定例会が行われており、お互いの顔が見える関係性を維持している。

支部定例会の際の昼食は、新型コロナウイルス感染症の影響により、一時期中止していたが、現在は再開し、さらに支部の暑気払いや新年会などの会合も再開した。今後は、地域の司法書士会、税理士会、行政書士会、また、裁判所や検察庁と

研修委員会、成年後見等対策委員会という3つの支部委員会が意欲的に活動しており、地元市町村を巡る市民向けセミナー、地元の他土業との合同相談会、支部独自の研修会最近のテーマは「フランチャイズ契約の見学」など、成年後見や破産管財についての支部裁判所との定期的な協議会などを実施している。

小さい支部だからこそ、お互いの顔が見える関係性の中で、小回りを利かせ、地道に、地域社会に貢献する。

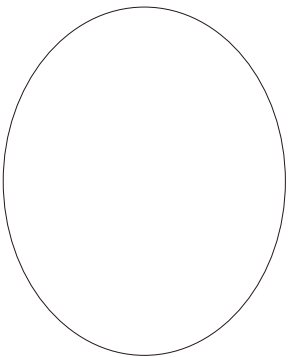
海鮮と野菜が美味しい、横須賀支部である。（支部長 権田 理司）

支部だより

理事者室について

どこにあるか知っていますか？

副会長 常磐 重雄



当国会館の3階「関係者以外立ち入り禁止区域」に理事者室があります。理事者室に備えて、コーヒーマーカも完備されており、食器棚に執行情持参のマグカップがずらりと並びます。

また、理事者室の向かいに10人が座れる秘密の会議室があります。もちろん「関係者以外立ち入り禁止区域」です。

この2つの部屋が、当

会執行部の総司令部という装いですが、緊急時には、寝袋さえあれば、寝泊り可能なスペースを有しています。

恥ずかしながら、理事者になつて初めて「ANPIC」という災害時連絡システムに登録をしました。災害時に各会員の安否を確認するツールですが、会員専用サイトから簡単に登録できますので、この記事をお読みの方は是非お願いします。

登録いただければ、非常時には、理事者を中心となつて皆様の安否を確認し、情報を集約、適切な避難行動等を案内することが可能です。

理事者になつてみて、当会はこのような形でも、「会員一人ひとりを見守ってくれているのだあ。」と実感した次第です。

2022年7月、事件記者としての初仕事は奈良市で起きた安倍晋三元首相銃撃事件の取材だった。事件が起きたのは研修期間の最終日。翌週から警視庁で事件記者として働き始める予定だったが、上司の「奈良に行け」の一言で突然研修が終わった。

奈良での仕事は事件記者のイメージ通りだった。「地取り」という容疑者の自宅近辺での聞き込みや同級生探しが主な仕事だ。夏の日差しの中、田園地帯を1日15キロほど歩いた。静かな町でマスコミがうるつくのはさぞ迷惑だろう。申し訳なきで一杯だった。

3日間奈良で取材した後に東京に戻ると、地取り取材で得た情報はほとんど紙面に載っていない。代わりに紙面に載っていたのは警備・警護体制の不備を指摘する記事だった。

事件現場の大和西大寺駅で

護の規則を定めた警護要則を全面改定し、警護計画を全て警察庁が事前審査するなど対策を図った。

それでも2023年4月、応援演説中の岸田文雄首相に爆発物が投げられる事件が起きた。選挙は民主主義の根幹であり、厳重な警備は警察による選挙の自由への介入と捉えられかねない。偶然にも4月から警備・公安担当になったところだ。

選挙警備の二項対立はどのように議論されるのか。起きたことだけでなく事件が社会に与える影響を取材するのにも重要だと感じている。

（日本経済新聞社 社会・調査報道ユニット 松田 淳平）

★かなパブ最前線★

安芸ひまわり基金 法律事務所引継式

4月21日、高知県東部に位置する安芸市のホテルにて、安芸ひまわり基金法律事務所(以下「安芸ひまわり」)の引継式が開催され、6代目所長、和田祐輔弁護士(73期)の就任が披露された。引継式は、安芸市長や高知地検の検事正をはじめ、85名もの参加者が集まって盛大に開催された。

和田弁護士は2021年1月、弁護士登録とともに当会の弁護士法人が



S中佐が捕虜を尋問した地下戦闘指揮所入口(撮影は筆者)

沖繩戦のさ中、九州南端と沖縄の中間にある喜界島は航空特攻の最前線基地になった。島には、鹿屋の第五航空艦隊傘下で沖繩に司令部を置く南西諸島海軍航空隊の

派遣隊や、佐世保の海軍施設部隊傘下の設営隊など、陸海軍合わせて約2500名が駐屯していた。1945年4月、対空砲で撃墜されたトマス少尉が落下傘降下して派遣隊の捕虜になり、5月にはキンカン大尉が落下傘降下して設営隊の捕虜になった。二人はそれぞれ捕獲部隊の軍医による

疑問点 (前編)

会員 大倉 忠夫

火傷の治療を受けていたが、3、4週間後に各捕獲部隊で斬首された。

首刑(T少尉は後に終身刑に減刑)、命令に関与したとされたK大佐とY大尉が重労働40年となり、他方、282号事件では主謀者とされたS中佐は重労働20年、実行犯のO大尉は7年の刑となった。戦犯裁判には法定刑がなく量刑は全て裁量であるが、同じ時期に喜界島で起きた同種事件のこれ程の量刑差に合理性はあるのだろうか。

なお、この事件を当委員会が取り上げたのは、調査基準の「死刑を含む重大事件」に該当するかであるが、私が担当するのは、少年時代に斬首直前の捕虜を目撃していたからでもある(「自由と正義」1996年11月号・ひと筆「墓標」)。

市民目線から見た... 当会の活動

広報委員会副委員長 堀口 憲治郎

ら、現地調査、市民団体からのヒアリング、シンポジウム等での発表、公害環境に関する法改正の提言等の活動を行っているという報告がなされた。生物多様性(多種多様な生きものがこの地球の中でつながり合いながら共存していること)が危機に瀕しているという問題意識の下、生物多様性の保全などの環境問題は、人権問題そのものであるということが力説された。

市民会議委員からは、①都市部の環境問題ともいうべき、いわゆるごみ屋敷の問題についても弁護士活躍を期待している、②現場のヒアリングが大切であり自治体や市民団体と更なる連携をすべきである、などの意見が出された。

3月10日、当会会館において令和4年度2回目の市民会議が開かれた。今回の一番目の環境問題に関する議題については、当会の説明協力員(公害・環境問題委員会)か

これについて、弁護士会からは、①ごみ屋敷の問題もそうだが、環境問題では、所有権の絶対性と公共の福祉との調整が課題である、②弁護士会としても自治体や市民団体との連携を深めていきたい、という回答がなされた。

二番目の法律相談センターに関する議題については、当会の説明協力員(法律相談センター運営委員会)から、法律相談センターが市民に対して法的サ

以上のような活発な意見交換がなされた後、当会広報委員会委員長による挨拶で閉会となった。

編集後記

新型コロナウイルス感染症が2類から5類になったとか。電車の中でもマスクをしていない人を見かけるようになった。マスクをしていない外国人観光客も増えた。マスクなしの依頼者の顔を見間違えないようにしないと。

デスク 久保 義人
記者 岡田 忠智

飯島 航平
小野 久子
土居 智之
田鍋 智之
青山 良治
飯島 麻樹
中込 竜司

市民会議

市民会議の様子

対して法的サ

自営業・フリーランスのみならずへ。

あなたにもプラスも。

掛金はぜんぶ所得控除になるから、税金がおトクに!

一生運もらえる年金を上乗せできます!

人生100年時代の「プラス年金」

日本弁護士国民年金基金

60歳以上65歳未満の方や海外居住されている方で、国民年金に任意加入されている方も国民年金基金に加入できます。 ※非居住者が支払った掛金は、所得控除対象です。

資料請求・ご相談・お問い合わせは
お気軽に今すぐこちらへ!

日本弁護士国民年金基金 03-3581-3739
〒100-0013 東京都千代田区麹町1-1-3 弁護士会館14階 <http://www.bknk.or.jp/>

わたしも入っています。会費

国民年金
国民年金基金